

【 検 査 】

９０ 全身性エリテマトーデス疑いに対する抗核抗体等の併算定について

《令和６年３月２９日》

○ 取扱い

全身性エリテマトーデス疑いに対するD014「17」抗DNA抗体定性又は抗DNA抗体定量とD014「5」抗核抗体等※の併算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

全身性エリテマトーデスの診断にあたり、感度の高い抗核抗体と特異度の高い抗DNA抗体を組み合わせることは医学的に意義があり、併算定は原則として認められると判断した。

(※) 抗核抗体等：D014「5」抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量、D014「7」抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）